

役員報酬規則

平成29年5月31日

公益社団法人徳島県環境技術センター

役員報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人徳島県環境技術センター(以下「本法人」という)定款31条及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第13号の規定に基づき、役員報酬等の支給基準及び非常勤の理事及び監事(以下「非常勤役員」という)に対する費用弁償の支給基準について定めることを目的とする。

(役員報酬の意義)

第2条 この規則における役員報酬とは、本法人が役員に対し、役員としての職務執行の対価として支払うものをいう。

(役員報酬の支給)

第3条 役員にはその職務執行の対価として役員報酬を支給することができる。

(報酬)

第4条 非常勤役員に対する報酬は、理事会、常任理事会並びにその他の会議等に役員の職務として出席する場合に別表1のとおり支給する。

2 常勤役員(使用人兼務役員を除く)に対する報酬は、別表2の範囲内において、その職務、責任の度合いを考慮して、理事会で決定するものとする。

3 専門的知識を必要として選任された監事に対する報酬については、第1項に定めるほか、別表3のとおり支給する。

(報酬の種類)

第5条 常勤役員の報酬は、本給及び通勤手当とする。

但し、通勤手当の額については職員給与規程を準用する。

(報酬の支払方法)

第6条 常勤役員の報酬は、毎月20日に支給するものとする。ただし、当日が休日にあたるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給することができる。

2 報酬は法令の規定により控除すべき金額を控除し、その残額を当該役員の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。

(日割計算)

第7条 新たに常勤役員等になった者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 常勤役員等が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規則により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(費用弁償の範囲)

第9条 費用弁償は、非常勤役員が、理事会、常任理事会並びにその他の会議等に役員の職務として出席する場合に支給することができる。

(費用弁償の額)

第10条 費用弁償の額は、各種運賃に相当する額とする。

(退職金)

第11条 役員には、退職金又は退職慰労金を支給しない。

(公表)

第12条 この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第13条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が定める。

附 則

この規則は、公益社団法人徳島県環境技術センターの登記のあった日(平成23年7月1日)から施行する。
この規則は、平成29年5月31日から施行する。

別表1 非常勤役員の報酬額

| 区 分 | 会議等への出席に係る報酬額 |
|--------------|---------------|
| 会議等の時間が半日の場合 | 7,000円 |
| 会議等の時間が1日の場合 | 14,000円 |

別表2 常勤役員の俸給表

| 号 俸 | 月 額 |
|-----|----------|
| 1号 | 100,000円 |
| 2号 | 150,000円 |
| 3号 | 200,000円 |
| 4号 | 250,000円 |
| 5号 | 300,000円 |
| 6号 | 350,000円 |
| 7号 | 400,000円 |

別表3 監事の報酬額

| 月 額 |
|---------|
| 50,000円 |